

松川町ふるさと学費応援補助金制度の概要

松川町では、向学心に富む若者を応援し、ふるさとを担う人材の確保と地域の活力を創出するため、奨学金を受けて大学・高校等に進学し、卒業した後にUターンして松川町に住まわれる方や就職などで松川町に移り住まれる方が返還されている奨学金の一部を補助します。

【対象者】

次の要件をすべて満たす方（ただし公務員を除く。）

- ① 奨学金の貸与を受けて大学、短大、専修学校専門課程、専門職大学、高等専門学校、高等学校等に進学した者
- ② 平成27年4月以降から奨学金等の返還を開始した者、又は平成27年4月以降に新たに松川町に住民登録した者
- ③ 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行い、滞納していない者
- ④ 補助申請する前年度より引き続き松川町に住民登録があり、居住している者
- ⑤ 交付期間後も引き続き松川町に居住する意思のある者
- ⑥ 町税等の滞納がない者

【補助金額】

前年度中に返還した奨学金（補助対象金額）の4分の1
【年間最大5万円】×連続する5回を限度とします。

【補助金の対象となる奨学金】

●大学、短大、専修学校専門課程、専門職大学、高等専門学校、高等学校等進学

日本学生支援機構第1種奨学金
【無利子】

日本学生支援機構第2種奨学金
【有利子】

・長野県高等学校等奨学金
・母子及び寡婦福祉法による修学資金
【地方公共団体が運営する奨学金】

松川町奨学金【無利子】

その他町長が認める奨学金等

【民間団体の奨学金】
【特定分野の奨学金】
【学校独自の奨学金】
【家庭の事情に考慮した奨学金】
【福祉分野の修学資金】

・看護師等修学資金
・あしなが育英会
・交通遺児育英会
・社会福祉協議会 教育支援資金

●[対象外]

教育ローン【対象外】

【交付申請時期】

毎年4～9月

【補助金交付の流れ】

毎年4～9月に、対象者が町へ申請書を提出

- ① 奨学金の貸与を受けて大学、短大、専修学校専門課程

申請を受けて町が審査（住民登録、居住の有無、奨学金返還金額の確認等）

補助金交付決定通知書の発行後、申請者の指定する金融機関の口座へ補助金を振込み

【補助の対象時期】

